

工事監督におけるワンデーレスポンス実施運用

1. 目的

現場の問題発生に対する迅速な対応（以下「ワンデーレスポンス」という。）については、これまでも監督員各々において努めてきたところであるが、「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応をこの実施運用に基づきより組織的取組とすることにより、いっそうの迅速な対応、適切な工程管理に資することを目的とする。

2. 意義

(1) 問題解決の迅速化

工事現場において、発注段階では予見不可能であった問題が発生した場合、対処に必要な発注者の意思決定に多くの時間を費やす場合があるため、実働工期が短くなり、工事等の品質が確保されないケースが発生していると指摘されている。そのため、発注者は「ワンデーレスポンス」の実施等、問題解決のための行動の迅速化を図る必要がある。

(2) 適切な工程管理

公共工事の受注者、発注者に課せられた使命は「良いものを、早く、安全に、適正な価格で市民に提供すること」といえる。個々の公共工事現場において、受注者、発注者それぞれにメリットがあり、かつ誰にでも取り組むことができる共通目標のひとつに、「速やかに工事を完成させる」ことがあげられる。

安全と品質を確保したうえで、受注者と発注者が意思疎通を図り適切に工事管理をおこなうことにより、工期内に工事を完成させ、早期に供用開始をおこなうことでメリットが発生する。

3. 実施対象工事

全ての工事を対象とする。

4. 実施方法

(1) 基本方針

受注者からの協議等への回答は、「その日のうち」に回答する。

(2) 実施方法

受注者からの協議、承諾、確認など（以下「協議等」という。）に対する回答は、「その日のうち」に実施するものとする。

「その日のうち」とは、受注者からの協議開始より24時間以内に回答するものとする。（ただし、土・日・祝日等の閉庁日を除く）

監督員は、受注者から協議等があり、措置可能なものは、「その日のうち」に回答するものとする。

監督員で措置できない内容の場合は、主任監督員・課長・経験豊富な技術者に報告・

相談し、措置可能なものは、「その日のうち」に回答するものとする。

発注者は、「その日のうち」に回答が困難な場合（対外協議、現地調査、構造計算が必要なものなど）は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、受注者が次の段取りができるように内容の「回答日」を設け「その日のうち」に回答するものとする。

通知した「回答日」を超過することが明らかになった場合、発注者は、再度受注者と回答期限について協議し、新たな「回答日」を通知する。

回答及び回答日の通知は、書面により行うものとする。

受注者は、協議を行っても発注者からの内容確認の連絡がない場合（監督員、主任監督員双方の不在）電話連絡により状況を確認するものとする。電話連絡を受けたものは、状況を確認したうえで、「回答日」を設け「その日のうち」に回答するものとする。発注者は、その協議等を知りえた日に、「その日のうち」回答を通知するものとする。発注者側からの指示等に対する受注者の対応もワンデーレスポンスの主旨に対応したものとすること。

5. 実施における留意事項

(1) ワンデーレスポンスの実施には、「所定の工期内に工事を完成させる」ことを共通目標とし発注者と受注者の双方で取り組む必要がある。

1) 受注者

- ・ 施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、各作業への関連や進捗等が正確に把握できる綿密な計画工程を立案し、会社を挙げて工事の先々を予見しながら施工するものとする。
- ・ 問題が発生した場合及び計画工程と実工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合には、原因を究明するとともに速やかに文書、現況写真、図面等にて監督職員に報告するものとする。
- ・ 工事施工中に発生する様々な問題点について、受注者の意見を付して速やかに監督員へ報告するものとする。また併せて回答希望日を報告するものとする。

2) 発注者

- ・ 工事の進捗状況を常に把握し、現場の問題点を事前に把握する。
- ・ 現場条件等に重大な差異やその他問題が発生した場合には、発注者、受注者、設計コンサルタントによる3者協議を実施し、方針を決定する。
- ・ 検討や判断等が困難な場合は、ひとりで悩まないで速やかに上司に相談し、監督職員及び発注部署全体で業務を実施する。

(2) ワンデーレスポンスは、基本的に、工事施工の中で発生する諸問題に対し迅速に対応し、効率的な監督業務を行うための取組であり、工事の監督及び検査の実施に関する取扱いや要領等を変更するものではない。

6 . 参考資料

参考資料 - 1 監督員の組織的な対応イメージフロー

参考資料 - 2 ワンデーレスポンスによる期待できる効果